

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年8月以降、新型コロナウイルスの感染再拡大によるとくしまアラート「特定警戒」の発動及び「飲食店の営業時間の短縮要請」による影響を特に受けた事業者並びに感染拡大防止策を講じるオフィスの支援を目的とする、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金(以下「支援金」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の種類)

第2条 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) とくしまアラート支援金 とくしまアラート「特定警戒」の発動による影響を特に受けた事業者に対する支援金
- (2) 取引事業者支援金 徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した飲食店と取引を行っている事業者に対する支援金
- (3) オフィス感染拡大防止策支援金 オフィス(従業員が事務作業等を行う事務所、事務局及び事務室(商業スペースを除く。))であり、常時5人以上が業務を行っている空間をいう。以下同じ。)における感染拡大防止策を講じる事業者に対する支援金

(支援対象者)

第3条 支援金を受けることができる者(以下「支援対象者」という。)は、令和3年8月1日現在鳴門市内で事業を行う法人又は個人であって、支援金を申請する日以後も事業を継続する意思があり、かつ、各事業に必要な許認可等を有しており、次の支援金の種類に応じ、それぞれ当該各号に該当するものとする。

(1) とくしまアラート支援金の対象者

- ア 冠婚葬祭業
- イ スポーツ施設・スポーツクラブ
- ウ マリーナ業・遊漁船業
- エ 衣料品店・和服店・呉服店
- オ 足袋製造・足袋小売
- カ 貸衣装・衣装レンタル
- キ 写真業・商業写真業
- ク 舞台製作・舞台設備業
- ケ ガソリンスタンド
- コ その他アからケに類するもの

(2) 取引事業者支援金の対象者

- ア 飲食料品卸売業者
- イ 飲食料品製造業者
- ウ 直接の仕入れ先である生産者
- エ 飲食店消耗品製造業者
- オ 飲食店へのサービス提供者
- カ その他アからオに類するもの

(3) オフィス感染拡大防止策支援金の対象者 鳴門市内にオフィスを有しており、感染拡大防止策を講じる事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援対象者としなない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例(令和2年

鳴門市条例第1号)第2条に規定する暴力団員に該当する者

- (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設
- (4) 支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者
(支援額)

第4条 支援金の額は、一律2万円とする。ただし、支援対象者が第3条第1項第1号又は第2号に該当する店舗等及び第3条第1項第3号に該当するオフィスを複数有する場合は、当該店舗等及びオフィスの数に2万円を乗じた額とし、1支援対象者あたり6万円を上限とする。

(申請期限)

第5条 支援金の申請期限は、令和3年12月20日までとする。

(給付申請及び請求)

第6条 支援金の申請者は、前条に定める申請期限までに、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。この場合において、支援対象者が第3条第1項第1号又は第2号に該当する店舗等及び第3条第1項第3号に該当するオフィスを複数有するときは、それぞれの店舗等又はオフィスごとに申請するものとする。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、支援対象者が有する店舗等が第3条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、とくしまアラート支援金又は取引事業者支援金のいずれかの支援金についてのみ申請することができるものとする。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された日から30日以内に口座振込の方法により支援金を給付するものとする。

(給付しない旨の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書兼請求書を審査した結果、支援金の給付を不相当であると認めるときは、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金不給付決定通知書(様式第3号)により、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

第10条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

- 2 申請を行った支援対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)

鳴 門 市 長

住 所
 申 請 者 法 人 の 名 称
 代 表 者 職 氏 名

印

担 当 者 名

連 絡 先 TEL

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱第6条の規定により次のとおり申請及び請求します。とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 店舗の情報

店 舗 名	
所 在 地	
とくしまアラート「特定警戒」の発動など、コロナ規制による影響を特に受けている事業者の種別	
ア	冠婚葬祭業
イ	スポーツ施設・スポーツクラブ
ウ	マリナー業・遊漁船業
エ	衣料品店・和服店・呉服店
オ	足袋製造・足袋小売
カ	貸衣装・衣装レンタル
キ	写真業・商業写真業
ク	舞台製作・舞台設備業
ケ	ガソリンスタンド
コ	上記ア～ケに類するもの（ ）

※ 申請事業者の種別は該当箇所に○を記載してください。

※ 複数の店舗等を経営している場合は、1店舗毎に申請してください。

2 請求金額 金20,000円

3 振込口座

金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		
口座名義 (カタカナ記入)				

※ 振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。

※ 口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。

様式第1号（第6条関係）

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)

鳴 門 市 長

住 所
申請者 法人の名称
代表者職氏名

印

担 当 者 名

連 絡 先 TEL

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱第6条の規定により次のとおり申請及び請求します。とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 店舗の情報

店 舗 名	
所 在 地	
徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した飲食店と取引がある事業者の種別	
ア	飲食料品卸売業者
イ	飲食料品製造業者
ウ	直接の仕入れ先である生産者
エ	飲食店消耗品製造業者
オ	飲食店へのサービス提供者（ ）
カ	上記ア～オに類するもの（ ）

※ 申請事業者の種別は該当箇所に○を記載してください。

※ 複数の店舗等を経営している場合は、1店舗毎に申請してください。

2 取引先店舗の情報 ※ 徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した店舗に限る。

店 舗 名	
所 在 地	
主な取引品目	

3 請求金額 金20,000円

4 振込口座

金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義 (かかけ記入)				

※ 振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。

※ 口座情報に誤りがある場合は入金できませんので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。

様式第1号（第6条関係）

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)
鳴 門 市 長

住 所
申 請 者 法 人 の 名 称
代 表 者 職 氏 名 (印)
担 当 者 名
連 絡 先 Tel

新型コロナウイルス感染症感染予防策を講じるにあたり、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱第6条の規定により次のとおり申請及び請求します。とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 オフィスの情報

所 在 地	
従 業 員 数	
事 業 内 容	

※ オフィスとは、従業員が事務作業等を行う事務所、事務局及び事務所であり、常時5人以上が業務を行っている空間のことをいいます。
※ 複数のオフィスを有している場合は、オフィス毎に申請してください。

2 請求金額 金20,000円

3 振込口座

金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナ記入)				

※ 振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。
※ 口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。

様式第2号（第7条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったとくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金給付申請書兼請求書について、とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金の給付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 名 称：とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金

2 給 付 決 定 額： 金20,000円

以上

様式第3号（第8条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

とくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったとくしまアラート「特定警戒」緊急対応事業
支援金給付申請書兼請求書について、下記のとおり支援金を給付しないことを決定しまし
たので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上